象知識であるが、台風の風は、進行方向の西よりも東側の方が強い。

台風通過中の火事　八月十日の台風のとき、中村平左衛門は、倒れそうな役宅から避難するにあたって、念入りに火の元を確認した上で戸外に出ている（『中村平左衛門日記』前掲現代語訳）。これは、倒壊した家屋から火が起こることを恐れたからであり、もし火が起これば猛烈な風に煽られ、大変な火災になりかねない。あせる気持ちを抑え、火の元の確認をした彼の行動は全く正しいものであった。

ところが、である。この台風のとき、仲津郡大橋村でまさしくその最悪の事態が発生した。

八月十日午前二時ごろ、大橋村南横町川越の吉太郎宅が倒壊。住人の吉太郎とその母は無事であったが、間もなく倒壊した家屋から火災が発生した。火は折からの強い南風に煽られて、みるみるうちに北東方向へ延焼し、年貢等を保管する御蔵所（現行橋小学校付近に所在）までも焼き尽くしたのである。具体的被害は次のとおりであった。①御蔵所三軒、②御蔵所御門二か所、③御番所（御蔵所の番所か）一軒、④御蔵所の諸道具全て焼失、⑤住宅一三九軒、⑥稲屋四九軒、⑦土蔵五軒、⑧馬屋二二軒、⑨寺院三軒、⑩庫裏二軒、⑪鐘堂一か所、⑫門（寺院の門か）二か所、⑬社（金毘羅社か）一か所、⑭一四町八反余の田畑作物が火勢により枯死（国作手永大庄屋文政十一年日記八月十日条）。大橋村の戸数は、当時三七三軒であったから、全体の三七％を超える民家が焼失したことになる。まさしく「大火」であった。

第三節　人別改帳にみる村と村人

人別改　人別改は享保六年（一七二一）将軍徳川吉宗によって始められた人口調査で、第二回が五年後の享保十一年（一七二六・午年）に行われ、以後は明治初年まで六年に一度、子年と午年に全国一斉の人口調査が続けられたものである。その調査のたびごとに作成される各村の人別改帳には、戸別に家族の年齢、名前、出身地が記されており、年齢統計や通婚圏に加え、村人たちの名前について調べるのに適している。ただ、男性の場合は全員実名が記されるが、既婚女性の場合は実名が記されず、「女房」「母」「伯母」「祖母」のように、戸主との続柄のみ記される。したがって、人別改帳を使った場合、女性の名前が限定的にしか把握できないことになる（未婚の若年層を中心にしか把握できない）。

現勝山町域に属する村々についていえば、明治三年（一八七〇）に作成された久保手永人別改帳が現存するので、それを使用して、明治に入って間もないころの村と村人の様子をうかがってみよう。

男女年齢別人口構成　旧久保手永で、現在勝山町に属している一一か村（菩提村、飛松村、平尾村、図師村、上久保村、中久保村、下久保村、新町村、上野村、下田村、御手水村）の明治三年時点における年齢別（数え年齢）人口構成は表5―44～5―54のとおりである。また、これら一一か村を合わせた年齢別人口構成は表5―55のとおりである。

一定年齢の死亡率を殊更に高めるような要因、例えば流行病（乳幼児・高齢者の死亡率が高くなる）や戦争（青年男子の死亡率が高くなる）がなければ、年齢別人口構成は、ピラミッド型にある程度近くなると思われるが、表をみるとそのようになっていないことが分かる。特に、人口が一〇〇名前後の小規模村の場合、表のピラミッド型がいびつになっているが、これはサンプル（人口）が少ないことによるものであろう。一一か村をまとめた表5―55をみると、一五～二〇年の周期で人数の多い年齢層が繰り返し表れている。似たような傾向は築城郡でも確認されているところである（『椎田町史』）。

出産年齢　一一か村における出産年齢の分布は表5―56～5―66のとおりである。単純に、母親の年齢と子どもの年齢から出産年齢を割り出したのだが、人別改帳からは、実子・養子の見分けがつかないため、十歳前後のような、あまりに低年齢の場合は養子や後妻の可能性があることを断っておきたい。

表5―44　明治3年（1870）菩提村の男女・年齢別人口構成

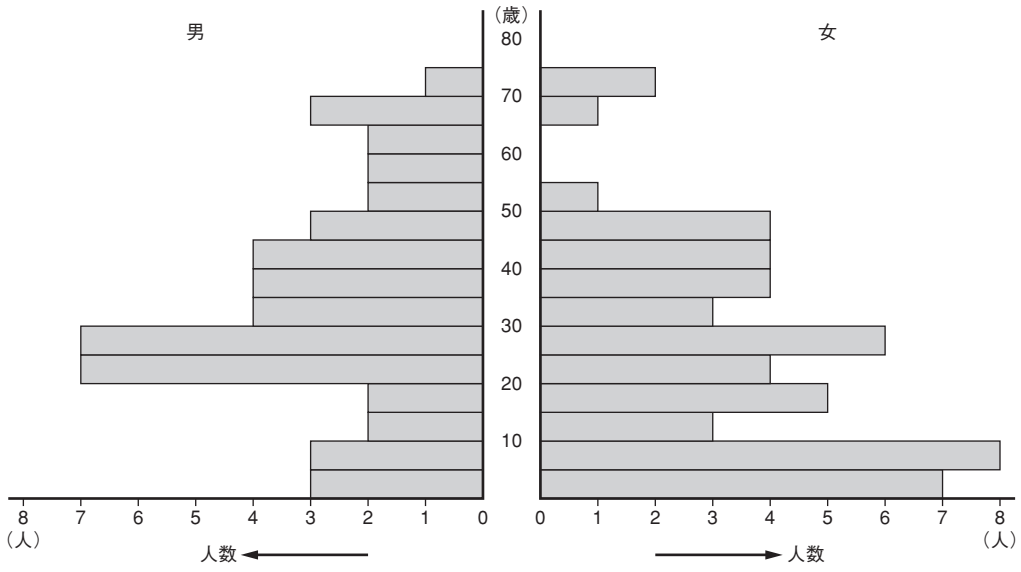

表5―44～5―66、5―68～5―69は明治3年久保手永人別改帳（御内家旧蔵文書）より作成

表 5―45　明治 3 年（1870）飛松村の男女・年齢別人口構成

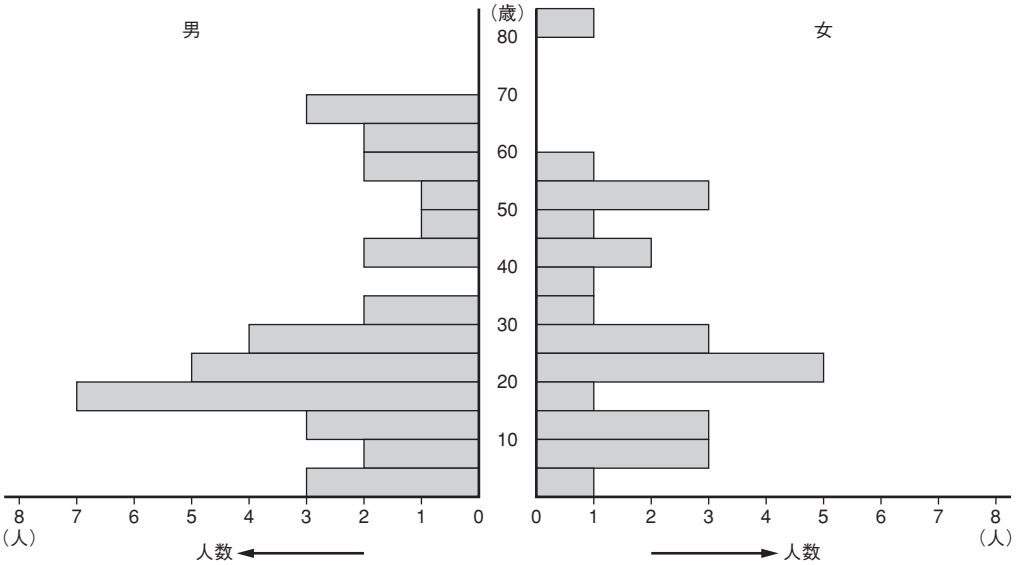

表 5―46　明治 3 年（1870）平尾村の男女・年齢別人口構成

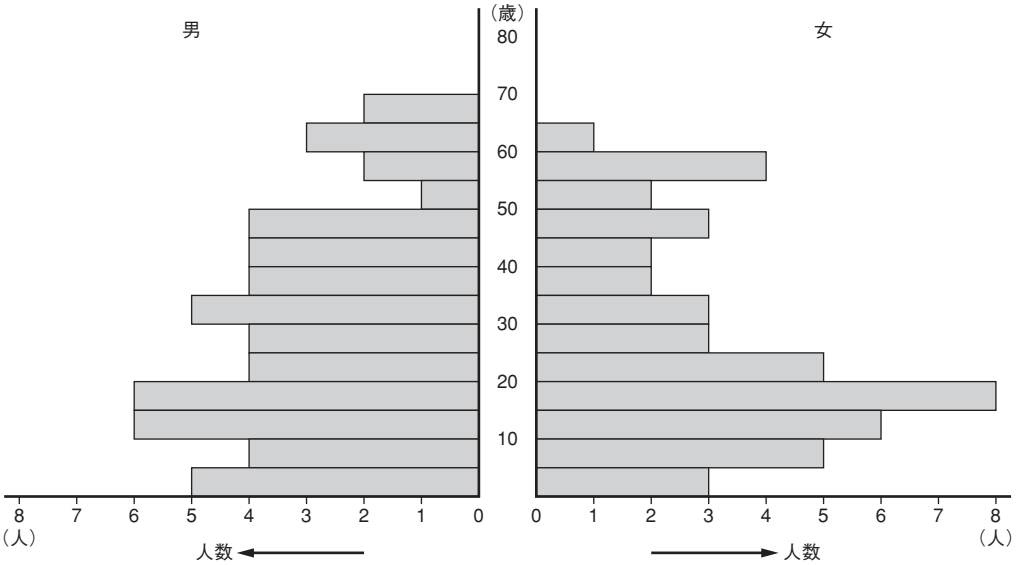

表5―47　明治3年（1870）図師村の男女・年齢別人口構成

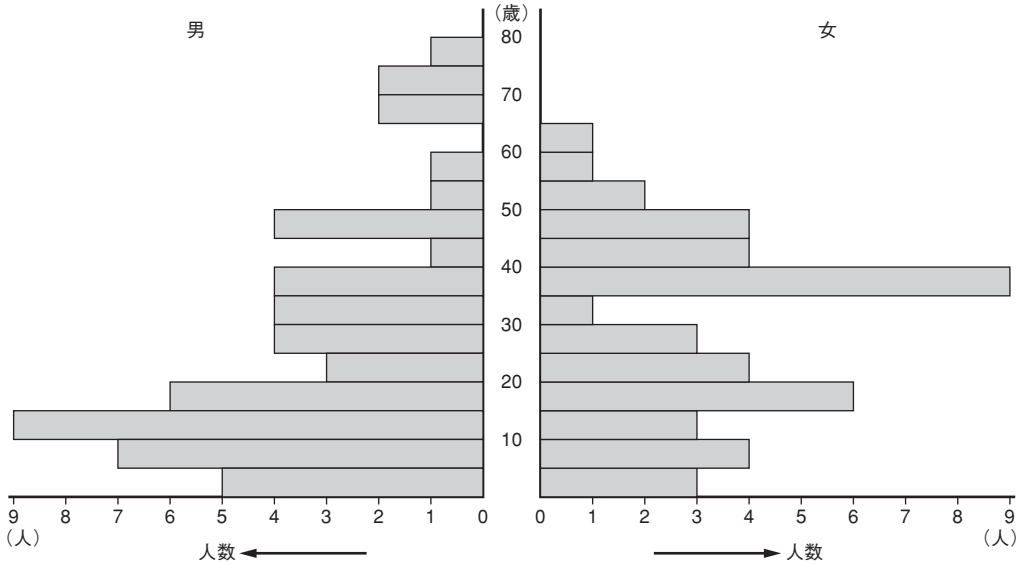

表5―48　明治3年（1870）上久保村の男女・年齢別人口構成

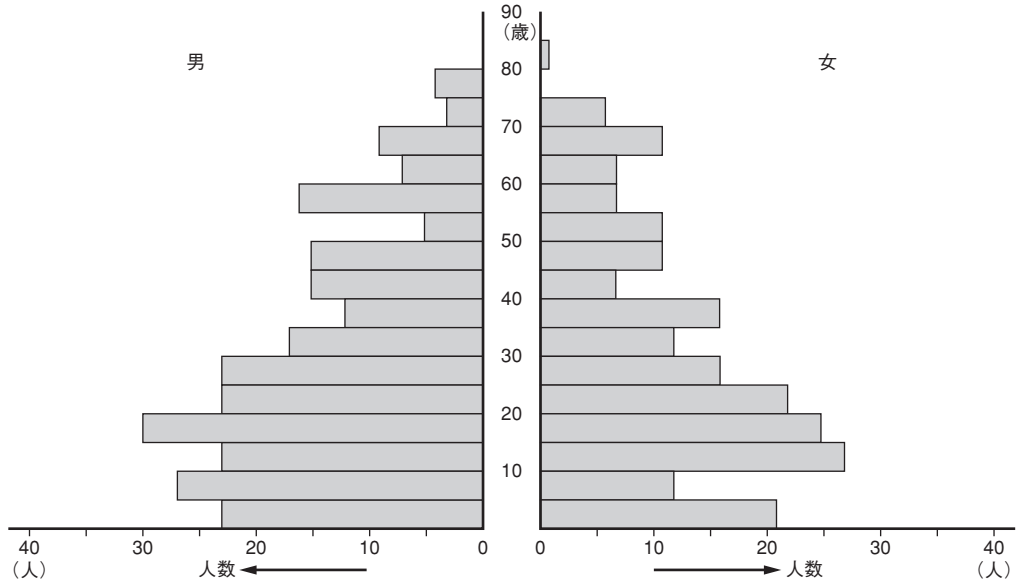

表 5―49　明治 3 年（1870）中久保村の男女・年齢別人口構成

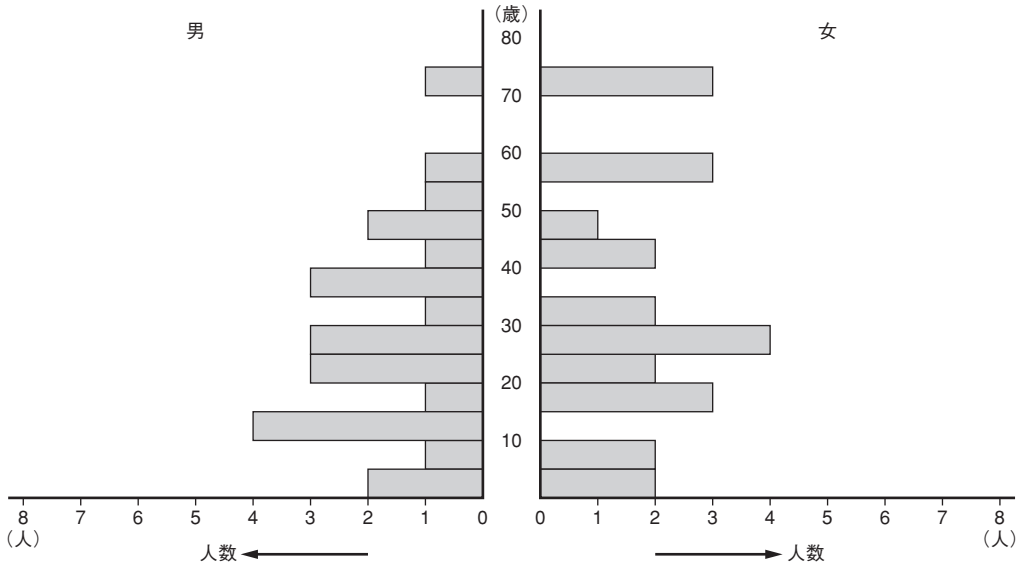

表 5―50　明治 3 年（1870）下久保村の男女・年齢別人口構成

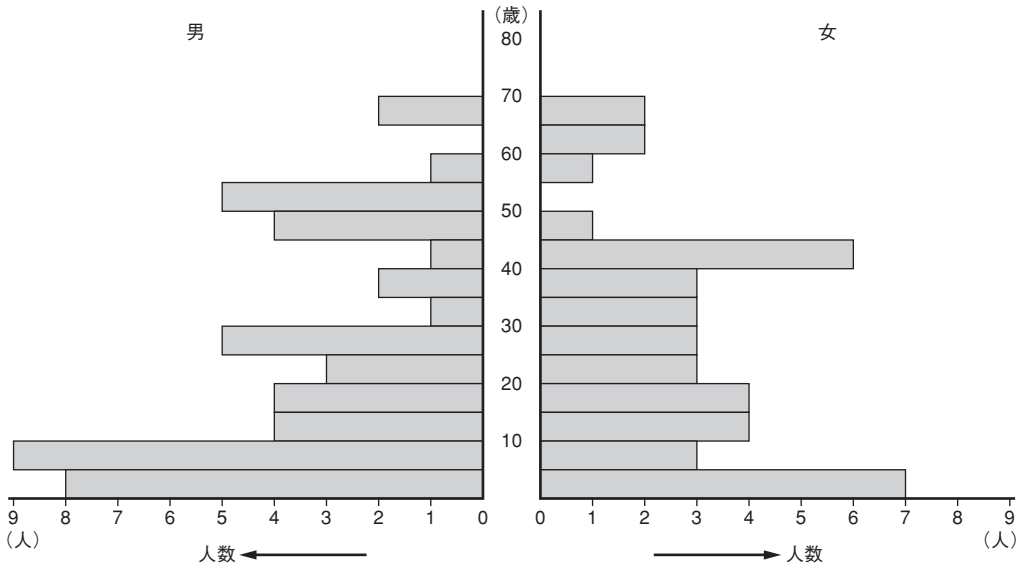

表5―51　明治3年（1870）新町村の男女・年齢別人口構成

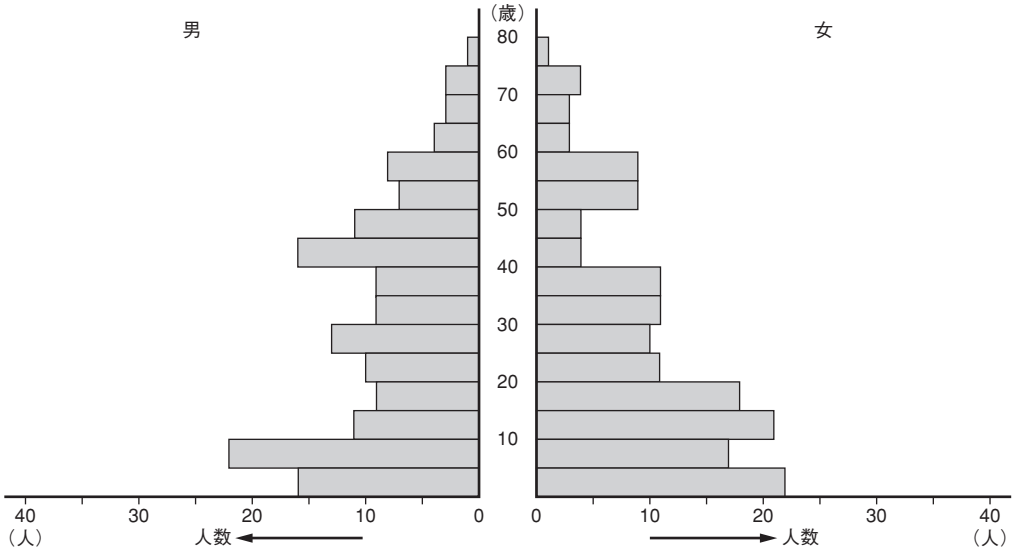

表5―52　明治3年（1870）上野村の男女・年齢別人口構成

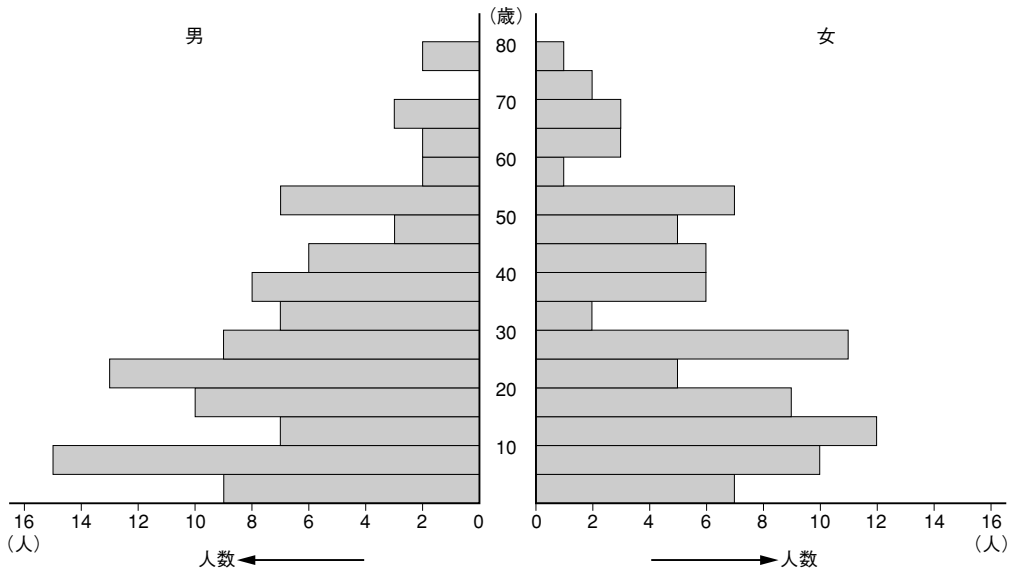

表 5 ―53　明治 3 年（1870）下田村の男女・年齢別人口構成

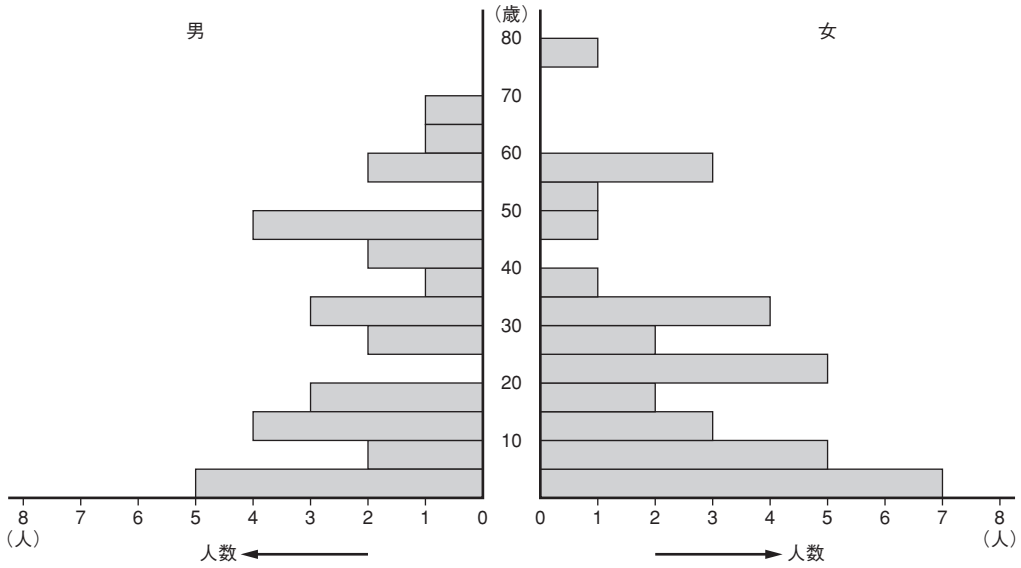

表 5 ―54　明治 3 年（1870）御手水村の男女・年齢別人口構成

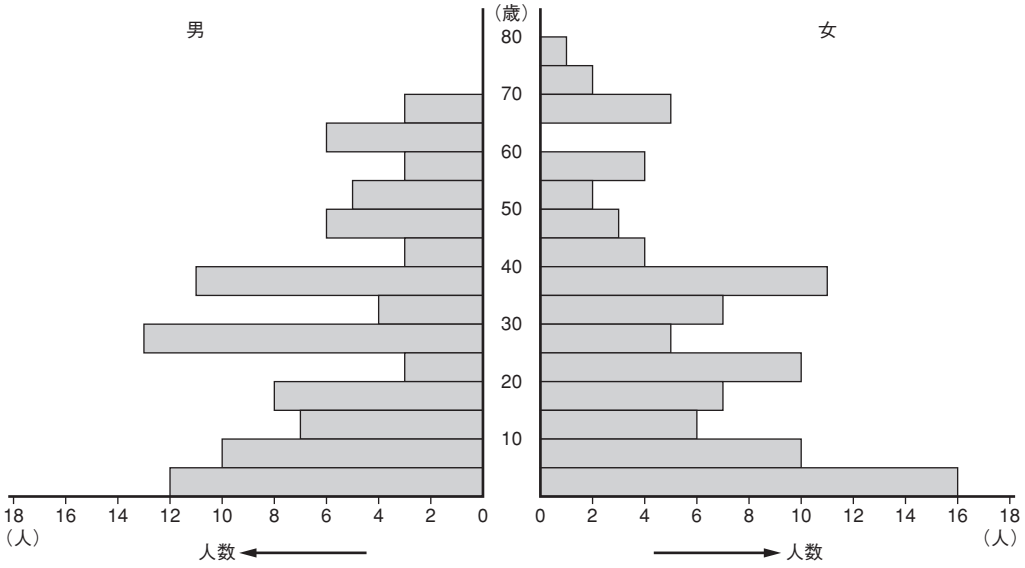

表5―55　旧久保手永・現勝山町域11か村の男女・年齢別人口構成（明治3年・1870）

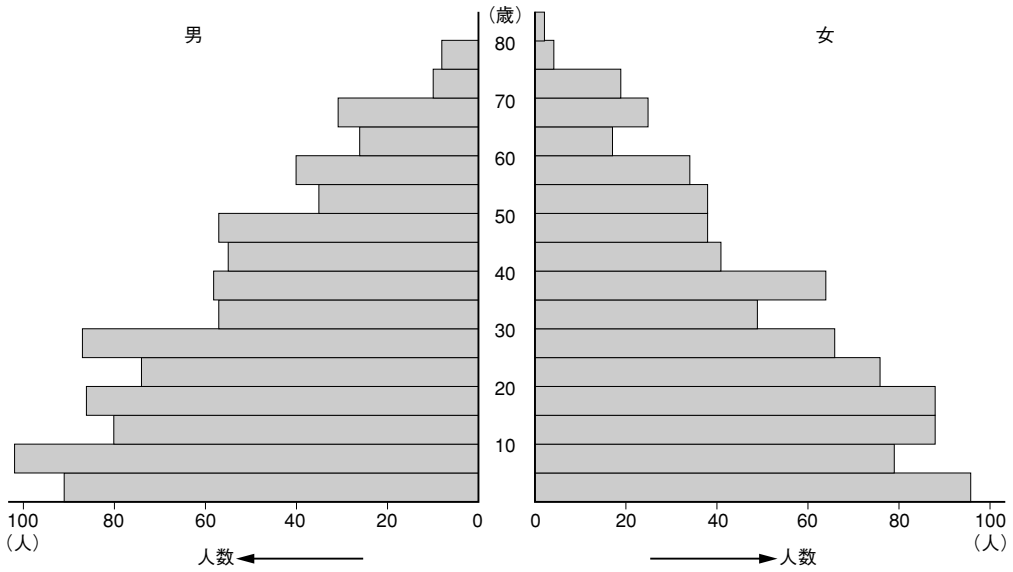

表5―57　飛松村の出産年齢分布（明治3年・1870）

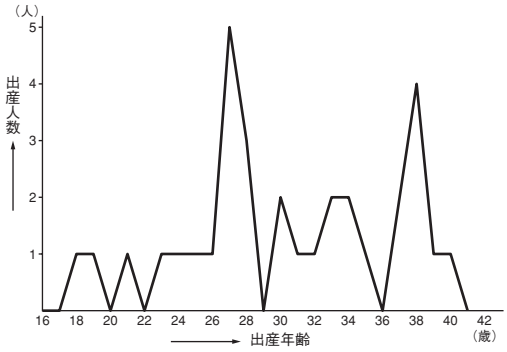

表5―56　菩提村の出産年齢分布（明治3年・1870）

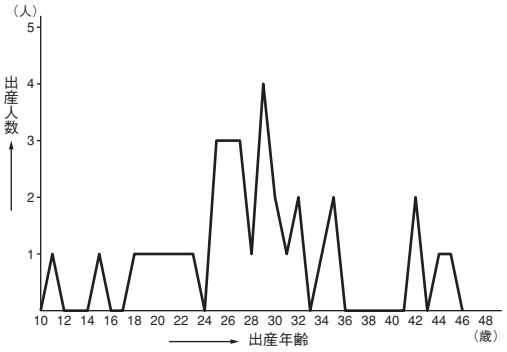

表5―59　図師村の出産年齢分布（明治3年・1870）

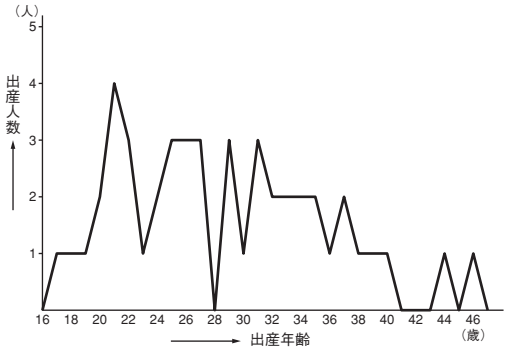

表5―58　平尾村の出産年齢分布（明治3年・1870）

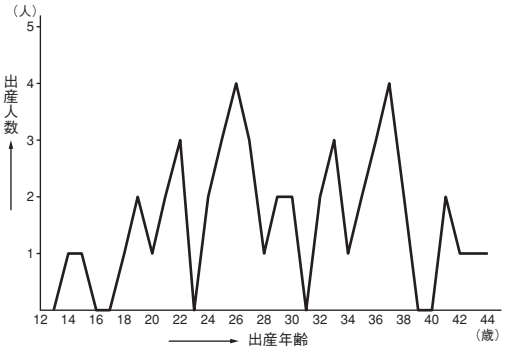

表 5―61　中久保村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

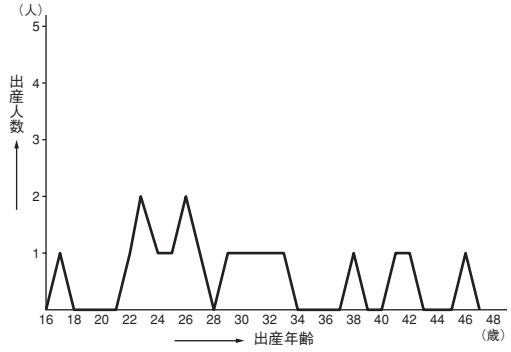

表 5―60　上久保村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

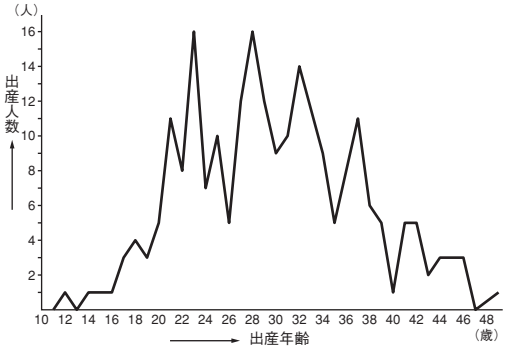

表 5―63　新町村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

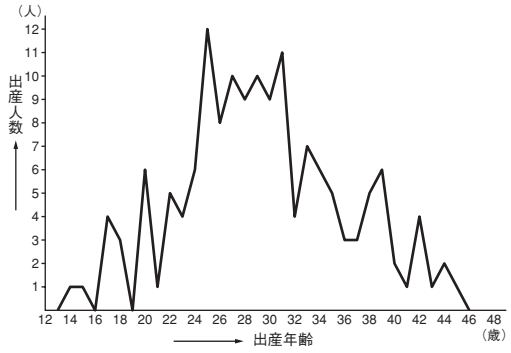

表 5―62　下久保村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

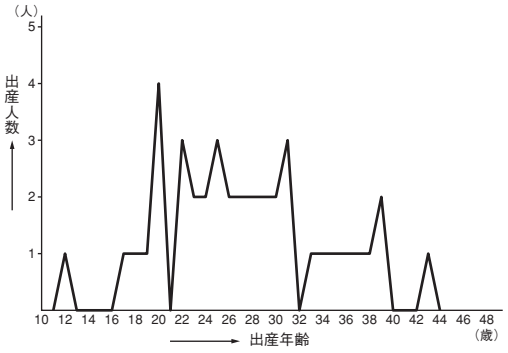

表 5―65　下田村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

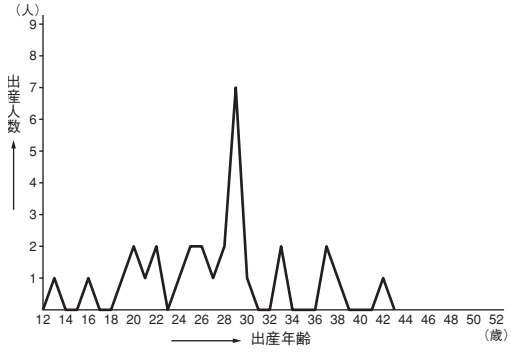

表 5―64　上野村の出産年齢分布（明治 3 年・1870）

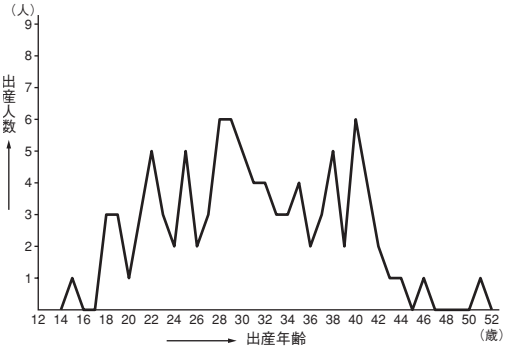

表5―67　村の人口と村外婚比（築城郡八田手永の例）

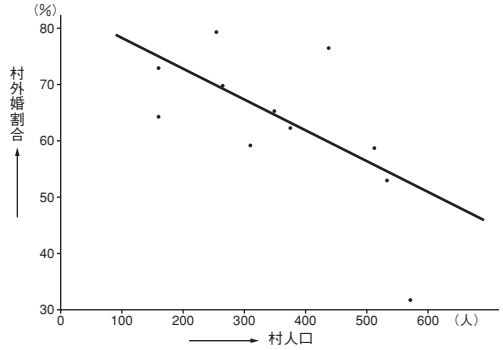

表5―66　御手水村の出産年齢分布（明治3年・1870）

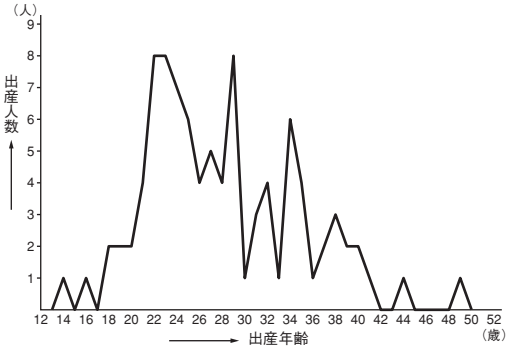

松尾家旧蔵文書より作成

現代に比して昔は「早婚多産」のイメージがあるが、実際には二十歳代後半にピークがあり、三十歳代にも高い山がある。また、四十歳代中ごろまでの出産は、特に珍しいことではなかったことが分かる。

村内婚・村外婚

築城郡八田手永の元治元年（一八六四）人別改帳の分析では、一村内における村内婚・村外婚の構成比率に関し、表5―67のような傾向が判明している。すなわち、縦軸に村外婚比率、横軸に村人口、一〇〇人を一・〇とし、一〇%／一・〇としたグラフ上において、村内婚・村外婚の比は、村の人口が増加すると約三〇度の傾斜で村外婚比率が減少している。久保手永の一一か村の村内婚・村外婚比率も、およそこの傾向に当てはまっている（表5―68）。村の規模が小さいと村外婚比率が高くなる理由は、次の二つが考えられる。①村人口が少なければ結婚適齢期の人口も少なく、村外に結婚相手を求めるしかなかった、②人口が少ない村で村内婚を繰り返せば、近親婚の可能性が高くなる等の理由で、小さな村ほど村外に結婚相手を求める傾向にあった。村の大小による村外婚・村内婚比率の違いを、自然な結果とみるか（①）、意識的な結果とみるか

表5―68　旧久保手永・現勝山町域11か村の村内婚・村外婚比
（明治3年・1870）

	人口	村内婚の数	村内婚比	村外婚の数	村外婚比
菩提村	96	3	13.0%	20	87.0%
飛松村	63	5	50.0%	5	50.0%
平尾村	105	7	36.8%	12	63.2%
図師村	100	5	22.7%	17	77.3%
上久保村	464	29	29.3%	70	70.7%
中久保村	48	1	7.7%	12	92.3%
下久保村	91	0	0.0%	18	100.0%
新町村	313	19	29.2%	46	70.8%
上野村	193	5	13.5%	32	86.5%
下田村	65	2	14.3%	12	85.7%
御手水村	187	8	20.5%	31	79.5%

（②）ということになろうが、現段階ではこれ以上の分析をする材料を持ち合わせていない。想像ではあるが、①・②の理由が融合して、小村になるほど村外婚比率が漸増するのではなかろうか。

人別改帳と村人の名前　現代、日本人の名前は氏（苗字）と名からなることが法定されているが、江戸時代、庶民が苗字を名乗ることは原則として許されていなかった。明治政府も当初は禁じていたが、戸籍編成に先立って、明治三年（一八七〇）九月に苗字使用許可の太政官布告を出した。旧小倉藩（当時豊津藩）の場合、領内にそのことを通知したのは、同年十二月中旬である。

人別改帳などで村人の名前について調べてゆくと、特に中規模以上の村で、村内に同名者が何人もいることに気付く。例えば表5―69は、明治三年上久保村（当時の人口四一一名）の人別改帳から、同じ名前の村人をピックアップしたものである。村という基本的な生活単位の中に、これだけ同一名の人間がいたことに驚かされる。前述したように、人別改帳には既婚女性の実名が記されないので、女性の同一名はもっと多かった可能性がある。

①幼名と改名

表5―69の男性欄をよく見ていただきたい。男性の場合、全員の実名が分かるので、表に示したのが同一名の全てというこ

表5―69　明治3年上久保村における同じ名前の村人

	男				女				
4　人					き　よ	3	13	13	17
					き　く	3	9	11	12
3　人	平　治	2	4	21	つ　る	13	20	24	
					ひ　さ	11	16	53	
					ふ　し	3	3	17	
2　人	市太郎	6	7		う　ら	6	22		
	菊太郎	2	10		か　め	14	21		
	喜　八	18	28		こ　ま	3	25		
	庄　平	40	64		す　き	2	19		
	多　吉	13	13		な　み	4	18		
	鶴　松	4	8		ふ　て	14	18		
	留　吉	11	16		ふ　み	11	15		
	与　七	30	50		ま　つ	7	37		
	己　六	9	11		み　ね	14	17		
					も　よ	12	81		

※数字は数え年齢

とになるが、年齢の部分を見ると、多くが若年層であることに気づく。この傾向は、上久保村だけでなく、わりと広く見られる傾向で、村内同名者の多くが乳幼児～青年期の者に集中するのである。

それはこういう理由と思われる。すなわち、現代日本の法制

では、出生時に届け出た名前を一生名乗り続けることが実質原則化しており、改名するなら、それなりの手続きをとらなければならない。ところが、明治時代より前、一人の人間が一生同じ名前を名乗ることは、まずなかった。少なくとも一回、十五歳から二十歳の時期に行う元服に際し、子ども時代の名前＝幼名（童名とも）を大人の名前に変えた。

男性の場合、若年層に多い同一名とは、この幼名のことなのである。どうせ大人になったら名前を変えるのだから、よその家の子どもと同じでも構わない、といった具合に、ある程度「いい加減」な付け方をしていたのだろうか。逆に、成人に同一名の者が少ないのは、同じ村に同じ名前では差し支えがあるので、慎重に避けていた、ということだろう。

なお、明治三年（一八七〇）久保手永人別改帳をみると、人口が一〇〇人にも満たないような小村では、子どもにも同名者がほとんどいない。これは、たまたまそうなのではなく、小規模村では、たとえ子どもであっても、同じ名前になることを極力避けていた証しであろう。

②女性の改名

ここまでは男性の場合だが、女性の場合は改名の実態がよく分かっていない。前述のように人別改帳を使った場合、既婚女性は実名が伏せられるので、改名の確認ができないのである。今後、別の方法・史料を使って調べていく必要がある。ただ、人別改帳で実名を知ることができる未婚女性に限ってみても、改名している例をいくつも確認することができる。したがって、「（女性の場合は）出生時につけられた名前を原則として大人になってからも変えない。変えるのは嫁ぎ先の家族や親族に同名や似た名前の女性がいる場合などで、あくまで例外にすぎない」という見解（大藤修『近世村人のライフサイクル』）は正しくない。

③通称と諱

一生のうちに何度も改名する習俗は、明治以降、戸籍制度が敷かれる中で失われたが、一人の人間が通称と諱（本名）という複数の名前を持つ習俗も、明治以降に失われていったものである。

諱は「忌み名」の語意で、軽々しく名乗ることを「忌む（＝避ける、嫌う）」ものである。本名を名乗ることを避ける習俗は、日本を含む東アジアやアフリカなど、世界各地に見られたものらしい。本当の名前を知られると魂が奪われる、という考え方が根底にあるのだという。家系図や人別改帳などに「女」「母」「女房」などとしか記されないのも、性差別としてのとらえ方だけでなく、「本名を知られる＝魂を奪われる→軽々しく名乗る＝はしたない」へと派生した「忌み名」の習俗が関係していないだろうか。

男性が通称と本名を使い分けたのも、本来的な意味が忘れら

れがちではあったが、やはり本名は「忌み名」であるという考え方が根底にあった。一生のうちで何度も改名するのは社会生活で用いる通称の方で、表立って名乗ることのない（あるいは少ない）本名を変えるのはまれであったようだ。ただ、庶民層において、通称と本名の両方を持つのは、富裕層や中世土豪などの系譜を持つ（あるいは持つと自称する）人々に限られていたものと思われる。

なお江戸時代、成人男性の名前（通称と本名をもつ場合は通称の方）には、古代律令制の「右衛門」「左衛門」「兵衛」といった官名に由来する名前が好まれた。と言うより、その画一的な名前の囲いの中に閉じ込められていた、と言うべきだろう。王政復古の明治維新、紛らわしいとの理由で、官名由来の名前はしばらく使用が禁じられている。